

# Biz ポケ サービス規約

株式会社アクセル

## 第1条（規約の適用）

株式会社アクセル（以下「当社」という。）は、以下に定める「Biz ポケ サービス規約」（以下「本規約」という。）に従い「Biz ポケ」サービス（以下「本サービス」という。）を運営するものとする。

## 第2条（会員）

1. 次条に定める入会手続きを完了した者（以下「Biz ポケ会員」という。）に対し、本規約が適用されるものとする。
2. Biz ポケ会員は、当社が別途定める方法にて、別紙1に定める Biz ポケ会員向けの各種サービス（以下「個別サービス」という。）を申込み、利用することができるものとする。
3. Biz ポケ会員は、前項の個別サービスに申し込むにあたって、各個別サービスの提供元（当社の取次により Biz ポケ会員との間で個別サービスに関する利用契約を締結し、Biz ポケ会員に対し個別サービスを提供する者をいい、以下同じ。）又は運営元（個別サービスの利用権に関する販売権を当社に付与することで、当社より利用権を購入した Biz ポケ会員に対し個別サービスを提供する者をいい、以下同じ。）が定める規約（以下「個別サービス規約」という。）を本規約と併せて遵守するものとする。

## 第3条（入会手続き）

本規約に定める Biz ポケ会員とは、当社が指定する方法及び条件にて本サービスへの入会申込を行い、当社が承諾し、入会手続きが完了した者をいう。

## 第4条（ID 及びパスワードの管理責任）

1. Biz ポケ会員は、当社より付与された ID 及びパスワード（以下「本 ID 等」という。）を、自己の責任において管理、使用するものとする。
2. 当社は、本 ID 等が第三者によって使用されたことにより Biz ポケ会員又は第三者が被る損害について、一切の責任を負わないものとする。
3. Biz ポケ会員又は第三者による使用を問わず、Biz ポケ会員の本 ID 等を用いて個別サービスを申込み・利用した場合の行為は、全て本 ID 等に基づく Biz ポケ会員の行為とみなすものとし、当該 Biz ポケ会員は、当該行為についての一切の責任を負うものとする。
4. Biz ポケ会員は、本 ID 等が盗難、紛失又は第三者の使用により当社に損害が生じた場合、当社が被った損害額の全額を賠償する責任を負うものとする。
5. 当社は、Biz ポケ会員の本 ID 等が盗難、紛失又は第三者の使用により Biz ポケ会員に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとする。

## 第5条（再発行手続き）

当社は、本 ID 等を管理し、Biz ポケ会員より要請があった場合に限り、当社が定める手続きに則り、Biz ポケ会員に本 ID 等を通知することができるものとする。

## 第6条（通信機器等の準備）

1. Biz ポケ会員は、本サービス又は個別サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア及びその他これに付随して必要となる全ての機器（以下、総称して「通信機器等」という。）の準備、インターネット接続サービスへの加入等を、自己の責任と費用負担にて行うものとする。
2. 当社は、通信機器等その他インターネット接続の不具合等により本サービス又は個別サービスの提供が妨げられた場合でも一切責任を負わないものとする。
3. 当社は、Biz ポケ会員が本サービス又は個別サービスを利用することにより通信機器等に不具合等が生じた場合でも一切責任を負わないものとする。
4. Biz ポケ会員は、通信機器等により第8条に定める本 Web サイト、その他本サービス及び個別サービスに支障を与えることのないように、これらを利用するにあたり、Biz ポケ会員が使用している通信機器等が正常に稼動するように維持するよう努力するものとする。

## 第7条（遠隔サポート）

1. 当社は、Biz ポケ会員の本サービスの円滑な利用のために、Biz ポケ会員に対し遠隔サポートを実施する場合があるものとする。ただし、当該遠隔サポートは、Biz ポケ会員における問題・課題等の発見、解決または解決方法の提示が保証されるものではない。
2. Biz ポケ会員は、遠隔サポートの実施を希望する場合は、当社が指定する方法により当社にその旨を連絡するものとする。また、Biz ポケ会員は、遠隔サポートを受ける場合、自己の責任により通信機器等内の情報等の保管、保存、バックアップ等を行ったうえで、当社の指示に従い通信機器等を遠隔サポートの実施が可能な状態に置くものとする。
3. 遠隔サポートのサポート対象及び範囲は別紙 2 に定めるとおりとする。
4. 遠隔サポートの利用料金については、実施する内容により別途当社が定めるものとし、Biz ポケ会員からの依頼時に当社から見積りを提示する。
5. 当社は、遠隔サポートにより実施した手続き・作業等に関し、Biz ポケ会員に損害が生じた場合であっても、一切の責任を負わない。

#### 第 8 条 (Web サイト)

1. Biz ポケ会員は、本 ID 等を用いて、当社が Biz ポケ会員向けに運営する Web サイト（以下「本 Web サイト」という。）を日本国内においてのみ利用することができる。
2. 当社が提供する本 Web サイトは、当社が Biz ポケ会員に提供する時点で提供可能な情報に限るものとする。
3. 当社が提供する本 Web サイト、コンピュータプログラム及びデータベース等は、随時 Biz ポケ会員への予告なく更新され、その内容の一部が変更又は削除されることがあるものとする。
4. Biz ポケ会員は、当社の推奨する環境以外においては本 Web サイトの全部又は一部を利用することができない場合があることに予め同意するものとする。但し、当社が推奨する環境を Biz ポケ会員が設定した場合でも、当社の提供する本 Web サイトの利用を保証するものではないものとする。
5. 当社の提供する本 Web サイトのコンピュータプログラムならびにデータベース及びデータベースに含まれるデータの著作権、特許その他の知的財産権は当社に帰属するものとする。
6. Biz ポケ会員が著作物の使用、改変、複製、頒布その他の行為により著作権法その他の法律に違反し、もしくは他人の著作権を侵害したことにより、当社が損害を被った場合、Biz ポケ会員の自己の費用と責任において解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとする。
7. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前又は事後速やかに Biz ポケ会員に連絡することにより一時的に本 Web サイトの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。また、当社は、これにより Biz ポケ会員に損害が生じた場合でも、一切責任を負わないものとする。
  - ① サーバの保守を行う場合。
  - ② セキュリティ、ウイルス対策など緊急対応が必要になった場合。
  - ③ 不可抗力が発生し、もしくは発生するおそれがある場合。
  - ④ 当社の電気通信設備に障害その他やむを得ない事由が生じた場合。
  - ⑤ 主要なネットワーク接続が中断した場合。
  - ⑥ 当社が、本 Web サイトの提供を停止することが望ましいと判断した場合。
  - ⑦ Biz ポケ会員が差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立を受け、又は、公租公課滞納による処分を受けた場合。
  - ⑧ Biz ポケ会員が会社更生手続の開始、民事再生、破産もしくは競売を申立てられ、又は、自ら民事再生の開始、会社更生手続の開始もしくは破産の申立をした場合。
  - ⑨ Biz ポケ会員が解散決議又は死亡した場合。
  - ⑩ Biz ポケ会員が支払停止、もしくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けた場合。
  - ⑪ Biz ポケ会員の資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと当社が認めた場合。
  - ⑫ Biz ポケ会員が自己の会員情報に関し虚偽報告した場合。
  - ⑬ その他当社がやむを得ないと認める合理的な事由がある場合。

#### 第 9 条 (規約の変更)

当社若しくは個別サービスの提供元又は運営元は、Biz ポケ会員の承諾を得ることなく、必要に応じて本規約及び個別サービス規約を変更することができるものとする。当該変更を行う場合、当社若しくは個別サービスの提供元又は運営元は、変更後の規約の施行時期及び内容を本 Web サイト上での掲示その他適切な方法により周知し、又は Biz ポケ会員に通知するものとする。これにより本規約又は個別サービス規約が変更された場合、施行日以後、Biz ポケ会員には変更後の規約が適用されるものとする。

#### 第10条（通知の方法）

1. 当社から Biz ポケ会員に対する通知の方法は、書面の送付、電子メールの送信、FAX の送信、本 Web サイト上への掲載又はその他当社が適切と判断する方法によるものとする。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に Biz ポケ会員に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で Biz ポケ会員に到達したものとみなす。また、前項の通知が Web サイトへの掲載による場合、Web サイトに掲載された時点で Biz ポケ会員に到達したものとみなす。
3. Biz ポケ会員が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとする。

#### 第11条（支払い）

1. Biz ポケ会員は、本規約及び個別サービス規約に従い、当社又は個別サービスの提供元に対し本サービス及び個別サービスの利用料金を支払う。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、個別サービスの提供元より Biz ポケ会員に対する請求業務を受託し又は債権譲渡を受けている場合があり、その場合、Biz ポケ会員は、当社が指定する方法にて、支払期日までに前項に基づく支払いを行うものとする。

#### 第12条（Biz ポケ会員の廃止）

当社若しくは個別サービスの提供元又は運営元は、本サービス又は個別サービスの一部を廃止することがある。この場合、当社は Biz ポケ会員に対し、廃止の30日前までにその旨を通知するものとする。

#### 第13条（退会）

1. Biz ポケ会員は、当社が指定する方法により、本サービスを退会することができるものとする。ただし、Biz ポケ会員は、本サービスの退会に先立って、個別サービスを全て解約する必要があるものとする。
2. 個別サービスを全て解約するだけでは本サービスは自動的に退会とはならず、Biz ポケ会員は、当社が指定する方法により本サービスの退会手続きを行う必要があるものとする。
3. Biz ポケ会員は、当月25日までに前二項に定める本サービスの退会手続きを行い当社にて受付が完了した場合は当月末日、当月26日から末日までの間に退会手続きを行い当社にて受付が完了した場合は翌月末日（以下「退会日」という。）をもって本サービスを退会するものとする。

#### 第14条（サービス提供の停止及び解約）

1. 当社は、Biz ポケ会員が以下のいずれかに該当した場合、Biz ポケ会員の承諾を得ることなく、本サービスに係る契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
  - ① 本サービスへの申し込みにあたって虚偽の申告を行ったことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ② 本規約の規定に違反したとき、又は、違反したと当社が判断したとき。
  - ③ 仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ④ 民事再生手続、破産、会社更生等の申立てをし、又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑤ 法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑥ 第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者から抗議があったとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑦ 解散決議したとき、又は死亡したとき。
  - ⑧ 反社会的勢力の構成員若しくは関係者であると判明したとき。
  - ⑨ Biz ポケ会員又はその法人格、代表者、役員、幹部社員が、民事訴訟及び刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む。）となったとき。
  - ⑩ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたときと当社が認めたとき。
  - ⑪ 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
  - ⑫ 前各号に掲げる事項の他、個別サービスの提供を受けることを、当社が不相当と判断したとき。
2. 当社は、Biz ポケ会員が、個別サービスの利用料金を含む一切の料金の支払いを怠った場合には、Biz ポケ会

員に対し事前に通知することなく、本サービスに係る契約の全部又は一部を解約することができるものとする。

#### 第15条（期限の利益の喪失）

Biz ポケ会員は、前条各号のいずれかに該当した場合には、当然に期限の利益を失い、当社に対する債務全額を直ちに弁済しなければならないものとする。

#### 第16条（会員にかかる情報の利用）

1. 当社は、Biz ポケ会員の入会申込書に記載された Biz ポケ会員に関する情報（以下「会員情報」という。）を、本サービスの運営に必要な範囲で利用することができるものとする。
2. 前項の規定による他、Biz ポケ会員は、当社が会員情報を、以下の各号のいずれかに該当する場合において利用することにつき、予め同意するものとする。
  - ① 当社が Biz ポケ会員に対して、本サービスにて取り扱う個別サービスの追加・変更の案内又は緊急連絡のため、本規約第10条（通知の方法）に定める方法により通知を行うとき。
  - ② 当社が Biz ポケ会員に対して、本サービスにて取り扱う個別サービスに関して、第23条の定めに基づき当社が有益であると合理的に判断する情報、及び本サービスに関連する商材の宣伝・広告を電子メール等にて配信するとき。
  - ③ 当社が個別サービスの提供元／運営元から会員情報の開示を求められたとき。
  - ④ 当社が本サービスまたは第23条に基づき Biz ポケ会員に対して提供する配信情報等の利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工した上で、その分析結果を自ら利用し、又は他の Biz ポケ会員もしくは第三者に提供するとき。
  - ⑤ 法令の規定に基づき、利用又は提供するとき。
3. Biz ポケ会員は、会員情報を、当社のホームページ（URL：<https://www.accessell.co.jp/>）に記載の個人情報保護方針に基づき、当社が利用することを予め同意するものとする。
4. Biz ポケ会員は、当社が、当社の親会社及び当該親会社の子会社（以下、総称して「Grp 会社」という。）に対して会員情報を提供し、Grp 会社が、以下の各号に定める利用目的の範囲内で会員情報を利用することにつき、予め同意するものとする。
  - ① Grp 会社の取り扱う商品情報等の各種情報の郵便、電子メール、ファクシミリ、電話及び訪問による提供並びに案内
  - ② Grp 会社が取り扱う商品に関する問合せサポート及びアフターサービスの提供
  - ③ Grp 会社が取り扱う商品を購入又は申し込みいただいた際の確認
  - ④ Grp 会社が行う事業に関する各種料金の請求、収納及び債権保全
  - ⑤ Grp 会社が行う事業に関する新商品及び新サービスの検討並びに開発
  - ⑥ Grp 会社が行う事業のサービス向上のための従業員教育等
  - ⑦ Grp 会社が行う事業に関する市場調査その他の調査研究
  - ⑧ 懸賞及びキャンペーン等の実施
  - ⑨ 経営分析のための統計数値作成及び分析結果の利用
  - ⑩ CSR（企業の社会的責任）に関する活動
  - ⑪ 施設及び機器の管理
  - ⑫ 前各号に係る業務遂行上必要な範囲

#### 第17条（遅延損害金）

Biz ポケ会員は、本規約に基づく当社に対する支払いを遅延したとき、支払期日から完済に至るまで日割計算により、年に14.6%の割合による遅延損害金を当社に対し支払うものとする。ただし、個別サービス規約において別途定めがある場合は、その定めに従う。

#### 第18条（当社の責任）

1. 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとする。当該不可抗力により本規約の履行が不可能な場合、当社は個別サービスの提供に関する一切の義務を免れるものとする。
2. 当社は、Biz ポケ会員が個別サービスを利用することにより取得した情報について、何らの保証も行わず、当該情報によって Biz ポケ会員が損害を被った場合でも当該損害を賠償する責任を負わないものとする。
3. 当社は、本 Web サイトその他個別サービスが Biz ポケ会員の通信機器等において正常に受けられることを保証するものではなく、当社は、これらの提供を正常に受けられないことによって Biz ポケ会員が損害を被った場

合でも当該損害を賠償する責任を負わないものとする。

#### 第19条（禁止事項）

Biz ポケ会員は、個別サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとする。

- ① 第三者又は当社の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ② 第三者又は当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ③ 第三者又は当社の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為。
- ④ 第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑤ 法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
- ⑥ 本 ID 等を第三者に譲渡、貸与又は売買等をする行為。
- ⑦ 本 ID 等を不正に使用する行為又は第三者の本 ID 等を使用する行為。
- ⑧ 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑨ 当社の本 Web サイトその他個別サービスの提供を妨げる行為。
- ⑩ コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本 Web サイトを通じて配信する行為。
- ⑪ その他、法令に違反し、又は違反するおそれのある行為。
- ⑫ 本 Web サイトの利用その他個別サービスの提供を受ける権利を第三者に貸与、譲渡、売買等を行う行為。
- ⑬ 本 Web サイトのコンピュータプログラム及びデータベース等を複製、変更、修正、改変、翻案、逆コンパイル、逆アセンブル、その他リバースエンジニアリング等を行う行為。
- ⑭ 個別サービスを利用することにより取得した情報について、第三者に開示及び売買等を行う行為。
- ⑮ その他本規約の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為。

#### 第20条（会員の責任）

1. Biz ポケ会員は、個別サービスの利用に関連し、他の Biz ポケ会員又は第三者に対して損害を与えたものとして他の Biz ポケ会員又は第三者から何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、自らの責任と費用負担において当該請求又は訴訟を処理するものとし、当社が相手方とされた場合には、その処理費用の負担を含め当社の全損害を賠償するものとする。
2. Biz ポケ会員は、本サービス及び個別サービスに関して有償無償を問わず第三者に利用させ、又は提供してはならないものとする。

#### 第21条（変更の届出）

Biz ポケ会員は、住所、代表者、商号、氏名、連絡先又はその他 Biz ポケ会員の情報に変更が生じたときには、速やかに当社に通知しなければならないものとする。

#### 第22条（権利譲渡の禁止）

Biz ポケ会員は、当社の書面による事前の承諾なくして Biz ポケ会員として有する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は担保に供する等一切の処分をしてはならないものとする。

#### 第23条（会員への情報提供）

1. Biz ポケ会員は、当社がその取扱商品・個別サービスの情報、当社が有益であると合理的に判断する情報、及び他の Biz ポケ会員における本サービスまたは本サービスに基づき当社が配信する情報の、導入事例または利用状況等の情報（以下「Biz ポケ会員事例情報」といい、当社の取扱商品・個別サービスの情報、当社が有益であると合理的に判断する情報と併せ、「配信情報等」という。）について、郵便、電子メール、ファクシミリ、電話若しくは訪問により配信又は案内することができることについて、同意するものとする。
2. 当社は、Biz ポケ会員の事前の承諾を得た上で、他の Biz ポケ会員に対して、Biz ポケ会員の特定個人の識別が可能な情報を含む Biz ポケ会員事例情報を配信又は案内する場合があるものとし、この場合、当社は事前の承諾を得た Biz ポケ会員が Biz ポケ会員の資格を喪失した後も、該当の情報を配信又は案内することができることについて、Biz ポケ会員は予め同意するものとする。
3. 当社は、Biz ポケ会員に対する配信情報等の提供に際し、当該配信情報等の最新性の確保に努めるものとする。ただし、当該配信情報等の有用性、正確性、完全性、及び利用目的を達成する効果を保証するものではない。
4. Biz ポケ会員は、配信情報等を自らの責任において使用するものとし、配信情報等に起因してまたは関連して Biz ポケ会員に生じたいかなる損害においても、当社は一切責任を負わないものとする。
5. 当社が本サービスに基づき Biz ポケ会員に提供する配信情報等に関する著作権を含む一切の権利は、当社または当該配信情報等の提供元に帰属するものとする。

6. Biz ポケ会員は、自らのためにおいてのみ配信情報等を利用するものとし、第三者への提供、及び編集・加工・転用・複製をしてはならないものとする。なお、Biz ポケ会員が自らのためにおいて配信情報等を利用する場合、当社に不利益や損害を与える行為、公序良俗に反する行為、営利目的とした行為、及びそれらの恐れがある行為を行ってはならないものとする。

#### 第24条（業務委託）

当社は、当社の業務を任意の第三者に委託することができるものとする。

#### 第25条（会員資格喪失後の措置）

1. Biz ポケ会員が理由の如何を問わず本サービスの利用を終了し、Biz ポケ会員の資格を喪失した後も、本条、第11条、第15条、第16条、第17条、第18条、第20条、第22条、第23条、第26条乃至第32条の規定の効力は存続するものとする。
2. Biz ポケ会員が理由の如何を問わず本サービスの利用を終了し、Biz ポケ会員の資格を喪失した場合、Biz ポケ会員が当社及び個別サービスの提供元に支払った利用料金を含む一切の料金は返還されないものとする。
3. Biz ポケ会員は理由の如何を問わず本サービスの利用を終了し、Biz ポケ会員の資格を喪失した場合、当社に対する一切の債務を、Biz ポケ会員の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとする。

#### 第26条（免責）

1. 当社の責に帰すべき事由によらずして個別サービスを提供できなかったときは、当社は一切の責任を負わないものとする。
2. 当社は、Biz ポケ会員が本サービス及び個別サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含む）について何ら保証せず、これらの情報等に起因して会員に生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとする。
3. 当社が Biz ポケ会員に対して負う責任は、本規約に規定するものが全てであり、これを超えて、Biz ポケ会員が本サービスの利用に関して被った一切の損害について、当社は理由の如何を問わず責任を負わないものとする。

#### 第27条（損害賠償）

Biz ポケ会員は、本規約又は個別サービス規約に違反して当社に損害を与えた場合、当社が被った損害（訴訟費用、弁護士費用等を含む。）の全額を賠償するものとする。

#### 第28条（相殺）

当社は、双方の債務の弁済期の到来の前後にかかわらず、本規約にかかわらず、Biz ポケ会員が当社に対し負担する一切の金銭債務と、当社が Biz ポケ会員に対し負担する一切の金銭債務とを、対当額にて相殺することができる。

#### 第29条（反社会的勢力の排除）

1. Biz ポケ会員は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。
  - ① 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、及び、過去5年以内に反社会的勢力でなかったこと。
  - ② 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
  - ③ 反社会的勢力を利用しないこと。
2. Biz ポケ会員は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証する。
  - ① 当社又は第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号に定める暴力的要求行為。
  - ② 当社又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。

- ③ 当社に対し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
- ④ 偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
- ⑤ 前各号に準ずる行為。

3. Biz ポケ会員は、当社が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を当社に報告し、当社の捜査機関への通報及び当社の報告に必要な協力を行うものとする。

4. 当社は、Biz ポケ会員に前三項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含む。）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、本規約その他 Biz ポケ会員と当社との間で締結したすべての契約の全部又は一部を解除することができるものとする。なお、本項による解除が行われた場合であっても、Biz ポケ会員は当社に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、Biz ポケ会員に対する損害賠償請求は妨げられないものとする。

### 第30条（準拠法）

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとする。

### 第31条（合意管轄裁判所）

Biz ポケ会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第32条（信義誠実の原則）

Biz ポケ会員及び当社は、本規約に規定なき事項及び本規約の解釈に疑義を生じた場合には、信義誠実を旨とし両者協議の上解決するものとする。

制定日：2021年6月1日  
改定日：2021年8月2日  
改定日：2021年9月1日  
改定日：2022年1月1日  
改定日：2022年3月1日  
改定日：2022年5月1日  
改定日：2022年11月10日  
改定日：2023年1月1日  
改定日：2023年4月17日  
改定日：2024年1月24日

【別紙 1】本サービス詳細

《個別サービス》

以下の個別サービスについて、個別サービス規約の内容にかかわらず、Biz ポケ会員向けの料金その他特別条件は以下のとおりとする。

Biz ポケ会員は、本別紙に定めのない事項については、個別サービス規約の定めに従うものとする。

個別サービス名 【提供元／運営元】	サービス内容(規約 URL)	料金(税込)	その他特別条件
① イースタンプ 電子契約 BANK 【提供元：株式会社ハイホー】	<a href="https://www.e-stamp.jp/kikyaku/">https://www.e-stamp.jp/kikyaku/</a>	申込書に記載の金額	-
② Risk Analyze 【提供元：株式会社ハイホー】	<a href="https://www.e-stamp.jp/kikyaku/">https://www.e-stamp.jp/kikyaku/</a>	申込書に記載の金額	-
③ LINE WORKS 【運営元：ワークスモバイルジャパン株式会社】	<a href="https://line.worksmobile.com/jp/terms/">https://line.worksmobile.com/jp/terms/</a>	運営元の定める月額料金・年額料金より 5%割引にて提供（※従量料金及びオプション料金は割引対象外）	(注 1)
④ 助成金診断サービス 【提供元：株式会社ライトアップ】	なし（注 2）	提供元の定める金額	-
⑤ JSaaS 【運営元：株式会社ライトアップ】	<a href="https://www.jmatch.jp/jsaas/">https://www.jmatch.jp/jsaas/</a>	申込書に記載の金額	-
⑥ 《特典》通信端末修理費用保険特典 【提供元：当社】	本規約別紙 3 のとおり	無料	-
⑦ 電子帳簿保存法に関する相談サポート 【提供元：当社】	なし（注 3）	無料	-

(注 1) Biz ポケ会員による本サービスの申込後、当社にて初期設定を行い、当社から Biz ポケ会員に対し ID と初期パスワードを通知することで利用開始となる。利用開始後は、速やかに初期パスワードの変更が必要。

(注 2) サービス利用時に、Biz ポケ会員と提供元の間で別途利用契約を締結するものとする。

(注 3) Biz ポケ会員の状況に応じた、電子帳簿保存法対応のためのツールに関する相談サポートを、以下の相談窓口の電話にて行うサービス。

【相談窓口】

Biz ポケ会員専用窓口専用ダイヤル

TEL：0800-555-3050

受付時間：10：00～17：00（土日祝日・年末年始をのぞく）

《パッケージプラン》

上記の個別サービスを 2 つ以上組み合わせたお得なプラン。その料金は個別サービス毎の料金にかかわらず以下の金額とし、個別サービス毎の解約は不可とする。なお、次に定める A プラン及び C プランへの新規の申し込み及び変更申し込みの受付は、2023 年 1 月 31 日をもって終了するものとする。

パッケージプラン名	規約 URL	料金(税込)	その他特別条件
A Biz ポケ 月契約 《個別サービス①+②+③+④+⑤+⑥》	各個別サービスの とおり	月額 6,028 円 (注 3)	-



B	Biz ポケ 年契約 《個別サービス①+②+③+④+ ⑤+⑥+⑦》	各個別サービスの とおり	月額 4,378 円 (注 3)	<p>(1) 契約期間:利用開始日の属する月を 1 ヶ月目とする 12 ヶ月間</p> <p>(2) 自動更新:12 ヶ月目の 25 日までに解約の旨の意思表示が無い場合は 1 年間の自動更新とし、以後同様</p> <p>(3) 契約期間の 11 ヶ月目の 25 日までに解約の旨の意思表示がされた場合は、4,378 円×契約期間の残月数分を請求 ※12 ヶ月目の末日での解約の場合は請求なし ※最初の契約期間の満了日が到来した後は、契約期間内に利用契約が終了した場合であっても請求なし</p>
C	Biz ポケ 2 年契約 《個別サービス①+②+③+④+ ⑤+⑥》	各個別サービスの とおり	12 ヶ月目まで： 月額 1,078 円 13 ヶ月目以降： 月額 4,378 円 (注 3)	<p>(1) 契約期間:利用開始日の属する月を 1 ヶ月目とする 24 ヶ月間</p> <p>(2) 自動更新:24 ヶ月目の 25 日までに解約の旨の意思表示が無い場合は 2 年間の自動更新とし、以後同様</p> <p>(3) 契約期間の 24 ヶ月目の 25 日までに解約の旨の意志表示がされた場合は、4,378 円×契約期間の残月数分を請求 ※24 ヶ月目の末日での解約の場合は請求なし (注 4) ※最初の契約期間の満了日が到来した後は、契約期間内に利用契約が終了した場合であっても請求なし</p>

《終了したプラン》

2023 年 3 月 31 日 (以下「D プラン終了日」という。)をもって、次のプランの提供は終了するものとし、D プランの利用契約を当社と締結済みの Biz ポケ会員は、D プラン終了日以降、B プランにて本サービスの利用を継続することができるものとする。

D	Biz ポケ 24(注 5) 《個別サービス①+②+③+④+ ⑤+⑥+⑦》	各個別サービスの とおり	月額 4,378 円 (注 3)	<p>(1) 契約期間:利用開始日の属する月を 1 ヶ月目とする 24 ヶ月間</p> <p>(2) 自動更新:24 ヶ月目の 25 日までに解約の旨の意思表示が無い場合は 2 年間の自動更新とし、以後同様</p> <p>(3) 契約期間中の 24 ヶ月目の 25 日までに解約の意思表示がされた場合は、4,378 円×契約期間の残月数分を請求 (24 ヶ月目の末日での解約の場合は請求なし) (注 4) ※最初の契約期間の満了日が到来した後は、契約期間内に利用契約が終了した場合であっても請求なし</p>
---	---	-----------------	---------------------	---

(注 3) 従量料金が設定されている個別サービスについては、サービス利用状況に応じて別途料金発生。

(注 4) 12 ヶ月目の末日までの解約の場合も、「4,378 円×契約期間の残月数 (24-利用月数)」での請求となる。

(注 5) 2023 年 3 月 31 日以前に D プランへの新規申し込み及び変更申し込みを行っている Biz ポケ会員に対しては、当該申し込みに基づき当社との間に D プランの利用契約が成立した日から D プラン終了日まで、D プランの内容が適用されていたものとする。

【別紙 2】遠隔サポートのサポート対象及び範囲

<動作環境>

OS	<p>パソコン</p> <p>Windows</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Windows7</li> <li>・ Windows7 Starter</li> <li>・ Windows8</li> <li>・ Windows8 Pro</li> <li>・ Windows10</li> <li>・ Windows2008 Server R1 R2</li> <li>・ Windows2012 Server R1 R2</li> <li>・ Windows2016 Server</li> <li>・ Windows2019 Server</li> </ul> <p>Macintosh</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MacOS X 10.10 以降 (但し、Intel 製基盤のパソコン)</li> </ul> <p>スマートフォン・タブレット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Android5.0 以降</li> <li>・ iOS9.0 以降</li> </ul>
ブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Internet Explorer 10.0 以上</li> <li>・ Microsoft Edge</li> <li>・ FireFox 35 以上</li> <li>・ Safari 7 以上</li> <li>・ Chrome40 以上</li> </ul>
接続回線	ブロードバンド回線・3G/LTE 回線・WiMAX 回線
CPU	Intel Pentium III 800MHz 以上 またはその互換のプロセッサ
ソケット通信	Winsock1.0 以上
ネットワーク環境	LAN、ADSL、電話線、ワイヤレスのグローバル IP またはバーチャル IP 対応

<サポート対象機器及びサポート範囲>

機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サポート対象 パソコン本体、モニター、キーボード、マウス、ルータ、無線 LAN アクセスポイント、ハブ LAN カード等のネットワーク機器、スマートフォン・タブレット、ネットワーク接続可能なゲーム機器</li> <li>・ サポート範囲 インターネット接続設定、家庭内ネットワークとの接続、マニュアルに記載された基本的な操作。</li> </ul>
OS (日本語版に限ります。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サポート対象 Windows 98 Second Edition、Windows Millennium Edition (Me)、Windows 2000 Professional、Windows XP、Windows Vista、Windows 7、Windows RT、Windows 8、Windows 8.1、Windows 10、Android 5.0 以降、iOS8.0 以降、MacOS10.6 以降 (intel チップ搭載機器に限る)</li> <li>・ サポート範囲 インストール方法、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法、診断</li> </ul>
ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サポート対象 ブラウザ、メーラー、メディアプレーヤー、ウイルス対策、文書作成、接続ツール</li> <li>・ サポート範囲 インストール方法、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法、診断</li> </ul>
接続サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サポート対象 FTTH サービス、DSL サービス、データ通信カード、プロバイダサービス、インターネット上の各種サービス</li> <li>・ サポート範囲 インターネット接続設定、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法</li> </ul>

### 1. 概要

Bizpoke会員が所有し、本サービス又は個別サービス（以下「本サービス等」という。）を利用する通信機器（タブレット端末、ノートパソコン（タブレットPCを含む。）、デスクトップパソコン、モバイルルーターをいい、以下「対象端末」という。）の破損・水漏れ等により生じた損害に関して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」という。）、保険契約者を当社、被保険者をBizpoke会員（個人の場合、Bizpoke会員と生計を同一にする同居の親族（2親等以内）および別居の未婚の子を含む。）とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から一定額を上限とする保険金が支払われるサービスをいう。

### 2. 対象端末（保険の対象）

- (1) 本サービス等が利用できる通信端末機器のうち、以下の表の種別、かつ、以下の条件を満たすものを、対象端末とする。
- ① 本サービス等の利用契約（以下「利用契約」という。）に基づく本サービスの利用開始日（以下「サービス開始日」という。）時点においてメーカー発売日から5年以内の製品であるか、メーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、サービス開始日を起算日として1年前より後に購入されたことの証明が取れる通信端末機器。
  - ② 購入時及びサービス開始日時点において、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している通信端末機器。
  - ③ 被保険者の所有する通信端末機器。
  - ④ 日本国内で発売されたメーカーの正規品である通信端末機器。
  - ⑤ 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な通信端末機器。
- (2) 保険金請求対象となる対象端末は、被保険者が当社の指定する情報を含んだ通信端末機器の写真（事故前のものに限る。）を、当社が定める方法により当社に提出することで特定します。対象端末を変更する場合、被保険者は、当該変更後の通信端末機器の写真（当社が指定する情報を含んだもので、かつ事故前のものに限る。）を当社の定める方法により当社に提出するものとする。
- (3) 以下のものは、対象端末から除かれるものとする。
- ① 対象端末の付属品・消耗品（ACアダプタ、ケーブル、マウス、キーボード、コントローラー、バッテリー、外部記録媒体、外付けモニター、その他類似機器・製品等）。
  - ② 中古製品として購入された通信端末機器で、本条（1）の条件を満たさないもの
  - ③ 対象端末内のソフトウェア。
  - ④ レンタル・リースなどの貸借の目的となっている通信端末機器。
  - ⑤ 過去に当該対象端末のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、修理・加工・改造・過度な装飾がされたと当社が判断した端末。
  - ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である通信端末機器。
  - ⑦ 日本国外のみで販売されている通信端末機器。

### 3. 補償期間

- (1) 被保険者は、サービス開始日より、通信端末修理費用保険を利用できるものとする。
- (2) 補償期間はサービス開始日の午前0時より1年間（本サービス若しくは利用契約が終了した場合、又は利用契約が取り消し、無効若しくは失効となった場合は、解約日、解除日または終了日の午後12時まで）で、1端末を上限とし、総計1回までとする。但し同一事故による求償は1度限りとする。

### 4. 保険金の金額

当社は、以下の「5. 補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合）」に応じて、対象端末に損害（修理費用・交換費用をいう。）が生じた場合に、下記記載の金額を上限として、被保険者が被った実損金額を通信端末修理費用保険金として被保険者に対し支払う。但し、「■保険金が支払われない場合」に該当する場合、保険金は支払わないものとする。

### 5. 補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合）

対象端末 (※1) (※2)	保険金額 (※3) (※4)	ご利用上限回数 (※7)
タブレット端末	修理可能： 最大 10 万円 (※5)  修理不能： 最大 25,000 円 (※6)	対象端末にかかる保険金について、 年 1 回まで
ノートパソコン（タブレット PC を含む）		
デスクトップパソコン		
モバイルルーター		

- ※1 対象端末の登録は、2. (2) の通りとする。
- ※2 サービス開始日時点においてメーカー発売日から5年以内の製品であるか、メーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、サービス開始日を起算日として1年前より後に購入されたことの証明が得られる通信端末機器とする。
- ※3 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況（交換修理も含む。）を指すものとする。また、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理が不可能な状況を指すものとする。
- ※4 本サービス以外の保険、または保証サービス（延長保証サービス等を含む。）等を用いて修理又は交換が可能な場合には、他の保証制度による保証を優先し、損害額から他の保証制度の保証金を差し引いた金額を対象とする。
- ※5 対象端末のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額を上限として保険金を支払う。なお、修理により同等品を本体交換した場合も修理可能扱いとする。
- ※6 修理不能の場合は25,000円を上限として、購入価格の25%を支払うものとする。ただし、購入証明書（購入時の価格が記載されている書類）の提出ができず、同等機器を再購入された場合は、25,000円を上限として再購入価格の25%を支払うものとする。
- ※7 一被保険者に対して支払われる保険金の上限額は、1年間（起算日はサービス開始日）につき修理費用と10万円のいずれか低い方の金額とする。ただし、修理不能の場合に一被保険者に対して支払われる保険金の上限額は、1年間（起算日はサービス開始日）につき購入価格の25%相当額と25,000円のいずれか低い方の金額とする。

#### 【提出必要書類】

	修理可能の場合	修理不能の場合
①	引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書	
②	損害状況・損害品の写真	
③	家族証明・Bizポケ会員と同居であることが確認できる書類（※8）	
④	修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの	修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不能であることを証明できるもの
⑤	メーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑）	新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの（※9） 修理不能となった対象端末の購入時の金額が確認できる領収証や帳票

- ※8 Biz会員の同居の親族（2親等以内）、または別居の未婚の子が所有・使用する対象端末の請求にて必要とする。なお、健康保険証を提出される場合は、表面・裏面の両方のコピーを必要とする。
- ※9 事故が起きた対象端末の購入証明書が提出できない場合に提出を必要とする。

#### ■保険金が支払われない場合

「5. 補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合）」に定める保険金が支払われる場合の要件（以下「支払要件」という。）をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とする。

- (1) 被保険者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合。
- (2) 被保険者と同居または生計を共にする親族、被保険者の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合。
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害。
- (4) 引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合。
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいう。）。
- (6) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合。
- (7) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
- (8) 付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・周辺機器等の、故障、破損、または交換の場合。
- (9) ご購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含む）。
- (10) 対象機器を紛失（置き忘れ含み、以下同じ）した場合、及び当該紛失に基づき生じた損害。
- (11) 対象端末を、加工または改造した場合。
- (12) 被保険者が、対象端末が自己の所有するものであることを証明できない場合。
- (13) 詐欺、横領によって生じた損害。
- (14) 自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害。
- (15) 対象端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による場合。
- (16) Biz ポケ会員が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合。
- (17) すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、対象機器の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。
- (18) サービス開始日前または利用契約が終了した日の翌日以降に被保険者に生じた、支払要件に定める被害。
- (19) 対象端末が、日本国内で販売されたメーカー（日本国外メーカーを含む。）純正品以外の通信端末機器及び技適マーク・PSE マークを取得していない通信端末機器の場合。
- (20) 対象端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由。
- (21) 対象端末を被保険者以外の親族・知人等の個人から、又は、フリーマーケット若しくはオークション等から購入・譲受した場合。
- (22) 対象端末が、被保険者以外の者が購入した端末であった場合。
- (23) 対象端末を被保険者以外の者が使用していた端末であった場合。
- (24) 対象端末にかかった修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する費用、端末機器の送料および費用支払時の事務費用等）。
- (25) 日本国外で発生した事故及び日本国内外で発生した盗難による損害、並びに当該事故及び盗難に基づき生じた損害。
- (26) ソフトウェアの瑕疵又は障害による損害。
- (27) 日本国外で修理等を実施した場合の損害。

以上